

資料 2 2

母子生活支援施設の概要（厚生労働省）

1. 目的

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」（児童福祉法第 38 条）である。

児童（18 歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子）が対象であるが、児童が満 20 歳に達するまで在所させることができる。

2. 施設数及び入所世帯数（18.3.31 現在 / 福祉行政報告例）

施設数	定員	現員	
285か所	5,660世帯	4,108世帯 (72.6%)	公立 174か所 私立 111か所

3. 入所手続

母子生活支援施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

4. 職員配置等

母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほかに集会・学習室等があり、母子指導員、保育士（保育所に準ずる設備のある場合）、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医を配置。

5. 新規入所世帯の状況（平成 17 年度）

入所理由	入所世帯数(前年度)	理由別割合(前年度)
総数	2,585 (2,569)	100.0% (100.0%)
夫等の暴力	1,258 (1,219)	48.7% (47.5%)
経済的理由	443 (483)	17.1% (18.8%)
住宅事情	552 (506)	21.4% (19.7%)
入所前の家庭内環境の不適切	169 (166)	6.5% (6.5%)
母親の心身の不安定	75 (111)	2.9% (4.3%)
職業上の理由	8 (15)	0.3% (0.6%)
その他	80 (69)	3.1% (2.7%)